

横浜国際港都建設計画

防災街区整備方針

令和 年 月

横 浜 市

## 目次

1	策定の目的	1
2	防災街区整備の基本的な方針	1
3	防災再開発促進地区	1
(1)	防災再開発促進地区の指定	1
(2)	防災再開発促進地区の整備に関する方針	1
(3)	防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要	1
4	防災公共施設	1
(1)	防災公共施設の指定	1
(2)	防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要	2

## 1 策定の目的

本市における都市計画に関する方針は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」があり、そのうち本方針は、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図ることを目的とする。

## 2 防災街区整備の基本的な方針

本市においては、市内で大規模な地震が発生した場合、火災で焼失する建物の被害が特定の地域に集中すると想定されるため、対象地域を絞り込み、優先的に地震火災対策を行うことで市全体の地震火災リスクの低減につなげる。

対象地域における延焼危険性の現状などを踏まえ、老朽建築物の解体や耐火性の高い建築物への建替え促進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や沿道の不燃化の推進、公園や広場、防火水槽の整備、狭あい道路拡幅整備の促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指す。

## 3 防災再開発促進地区

### (1) 防災再開発促進地区の指定

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地域について、別表1及び附図のとおり防災再開発促進地区を指定し、延焼危険性の改善と安全な防災拠点や避難路の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を目的とした市街地の形成を図る。

### (2) 防災再開発促進地区の整備に関する方針

都市計画道路等の整備や沿道建築物の不燃化等を進めるとともに、街区内部の建築物の不燃化、老朽建築物等の解体、公園や広場、防火水槽の整備、狭あい道路拡幅整備等を進めることにより、地震火災の延焼の拡大防止及びきめ細かな避難路の確保を図る。整備・改善にあたっては、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業等の事業的手法と、都市計画法、建築基準法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の規制誘導手法とを連携するなど、地域の特性を踏まえた柔軟で多様な手法の活用を図る。

また、老朽建築物等の密集する地域においては、地域住民との協働で防災まちづくり計画を作成し、地域の防災力の向上と住環境の改善を進めるなど、身近できめ細かな取組の推進を図る。

### (3) 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は別表1のとおりである。

## 4 防災公共施設

### (1) 防災公共施設の指定

防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路について、別表2及び附図のとおり防災公共施設を指定し、沿道の建築物の不燃化と合わせて、地震火災の延焼の拡大防止を図る。

(2) 防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要

防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要は別表2のとおりである。